副

平成２２年（モ）第４号　仮処分異議申立事件
債権者：久木野　憲司
債務者：長崎県公立大学法人

準備書面(3)

平成22年9月15日

長崎地方裁判所　御中

債務者代理人弁護士　福　田　浩　久
同　木　下　健太郎
同　野　上　恭　史

【債権者第2準備書面に対する認否反論】

第１　「第１　調査委員会関係」に対する認否等

１　同１について

債務者が恣意的な割愛・編集を行った議事録を提出したとの主張は否認して争う。

債務者の主張は「準備書面（２）　第１　１（１～２ページ）」で述べたとおりである。

債務者は，「債権者から指摘される度に小出しに隠していた部分を開示」したのではなく，債権者の求めに応じて，必要なものを提出したものである。

債権者の主張する①ないし④の点については，以下のとおり記載されており割愛などはされていない。但し，債権者の主張するような事実がそのままあったことを認めるのではなく，事実としては下記のとおりであり，債権者本人の主張は自らに都合良く内容を引用しているものであることを指摘して

おく。

①「債権者が予め調査委員会に対して何を調査するのかについて知らせてほしい旨を伝えていたのに，大学側が対応しなかったことに関するやり取り」

→「疎甲第９５号証」（２ページ上段部分）の債権者と[redacted]調査委員長の下記のやり取り，

「久木野）最初に１つ。昨日お話いただいたときに，今日の明日ではちょっと早すぎるから，来週のどこかで設定していただければこちらも資料等の準備ができるし，話しやすいからということと，百岳さんが退出するように言った弁護士の同席を頼みたいということを，昨日，今日と委員会にお伝えしていたが，それはどうもあまり考慮されなかったようだが，急ぐ理由が何かあるということでやられているのかもしれないが，普通に考えるとやはり，という感じはする。

[redacted]）まあ確かに時間的な余裕がないということで，昨日の今日でお願いしているわけだが，弁護士さんの件も聞いているが，これは大学内の話で我々が今やっているわけで，直接本人から聞けばいいではないかと。本人が分かっている部分を確認すれば，弁護士をどうこうという必要はないのではないかというのが僕の考え。」

②「債権者の授業回数が妥当であった事情を学部長が発言している部分」

→「疎甲第９５号証」（２２ページ下段部分）の[redacted]学部長の以下の発言，

「[redacted]）だから，祝日とかね，そういうのが入ると，そのままやっていると１２回とか１３回とかになるから，１５回確保しなくても，いいかどうかは分からないけど，それはそれで終わっていたんだけど，１７年度からは１５回，死守と。」

③「調査委員会が結構な時間を掛けているとの認識を示している[redacted]委員長の発言」

→「疎甲第９５号証」（２１ページ下段部分）の[redacted]調査委員長の以下の発言，

「[redacted]）・・・じゃ，いいですか。これ。

[redacted]）次，授業等のことについて聞きたいと思いますけど，いいですか。・・・」

④「債権者が金子知事から事業を失敗してもらっては困ると告げられていた

ことを説明した発言」

→「疎甲第９５号証」（２５ページ下段～２６ページ上段部分）の債権者の発言中の以下の発言，

「久木野）・・・とにかく知事は，会えば失敗せずにがんばってくれというし，・・・」

2　同2について

否認して争う。

債務者の「準備書面（2）　第1　5（1）（20 ページ）」で述べたとおりである。

調査委員会の開催の調整は，バイオラボ社を経営していた時期の債権者のように殆ど学外に存するのであればいざ知らず，委員が学内に存している限りにおいては当然調整可能である。

特に，調査委員会の委員のうち教員は，副学長，看護栄養学部長，人間健康科学研究科長の３名であり，しかも，同じ学科の教員として，同じ建物の５階，６階に研究室が存するので，口頭，電話により十分調整が可能であった。

なお，債権者は「債務者大学内における過去全ての委員会の開催の通知がメールで行われてきた」というが事実ではないし，従って，債権者がそのようなことを証明できるはずもない。

調査委員会は 10 回にわたり開催されているところ，それがすべて実は開催されていないという債権者の主張こそ荒唐無稽であり，到底，採用できるものではないことは明らかである。

3　同3(1)について

否認して争う。

債務者の「準備書面（2）　第1　5（2）（20～21 ページ）」で述べたとおりである。

債務者調査委員会委員らは，改めて確認するまでもなく明らかなもの等についての質問は省略し，限られた時間の中で必要な質問を行った。言うまで

もないが，調査委員会は「必要な」「調査」のための機関であり，債権者の弁明等のための機関ではない。従って，債権者に対し，すべての調査事項を逐一確認する必要もないのである。

実際，債権者の兼業従事許可期間中（平成１７年４月１日～平成２０年１１月３０日）における勤務振り替えの事実関係については，調査委員会の委員全員が，①債権者からは事前の勤務振り替えの申請がなかったこと及び②平成２１年１月８日の事情聴取の際，債権者は，「自分なりに（振替の）対応はしていたつもり」（準備書面（２）別紙（２ページ））と回答していたこと等の事実は既に確認しており，調査委員会委員らは，これらの質問は省略したものである。上記事実は，勤務振替申請書が提出されていないという客観的証拠から認定できるのであるから，「調査」として債権者に改めて聞くまでもないのである。

また，債権者から提出された「出帰国記録調査書」（乙第３６，３７号証）については，出国先が記載されていないため，事情聴取の際，「全てが中国である」ことを実際に確認している。

第９回調査委員会議事録（乙９号証）の内容を見れば，調査委員会が，債権者が大学における本来の勤務時間にバイオラボ社関係の仕事をしていなかったかに重点を置いて事情聴取をしていることは明らかである。債権者が勤務の振り替え申請をしていないことは上述のとおり明らかなのであるから，調査委員会としては本来の勤務時間中に，兼業をしていたか否かさえ確認すれば実態が把握できることは論理的にみても明らかである。調査委員会の調査は適正かつ妥当に行われていることは明らかである。

４　同３(2)について

否認して争う。

債務者における調査委員会の開催及び会議内容については，「準備書面（２）　第１　５（2）（20～21ページ）」で述べたとおりである。

第１回～第７回の調査委員会は，「乙第４０号証の１ないし７」の調査委員会会議次第のとおりであり，どのような資料に基づき，どのような対応が協議されたかについては，これで十分に理解可能である。

調査委員会は，平成２１年９月１日時点までに，

①債権者から提出された「出帰国記録調査書」

②長崎市議会のいわゆる百条委員会報告書

③バイオラボ社資料

により，債権者の中国渡航，国内出張，株主総会や取締役会等出席状況など，債権者が債務者大学の勤務時間内に兼業業務に従事していたことを把握していた。

5　同3(3)について

否認して争う。

本準備書面「第１　３（３～４ページ）」及び「準備書面（２）　第１　５(2)（20～21ページ）」で述べたとおりである。

繰り返しになるが，振り替え申請の不備については，客観的な証拠に基づいて認定できる事実であり，あえて債権者に聞く必要もなく，客観的資料だけからでは必ずしも実体が把握しにくい勤務時間中の兼業に重点をおいて事情聴取をするのは当然のことである。

6　同3(4)について

否認して争う。

上記4において主張したとおり，調査委員会は各種資料を入手していた。

①「出帰国記録調査書」については，債権者から提出されたものであり，また，②長崎市議会のいわゆる百条委員会報告書も公開資料であり，いずれも提出の必要は認めない。

③バイオラボ社資料については，代理人弁護士を通じて弁護士法第23条の2に基づく照会で同社の破産管財人から回答を得ている。この点については，債権者から問い合わせがあったので債務者もそのとおり回答し，債権者も了解している（乙第２２号証）。弁護士法第23条の2の照会に基づく回答については，破産管財人の守秘義務に係る事項であると思慮されるので，提出は控える。但し，これらの回答内容については，バイオラボ社の代表取締役であった債権者としては当然に把握している内容に過ぎない。

7　同4について

否認して争う。

債権者の兼業従事期間中における債権者と長崎県産業振興財団のインキュベーションマネージャーとの面談については，「乙第３２号証」のとおりである。

このうち，債権者の兼業従事許可違反（無断欠勤）として認定したものは，「乙第３２号証」中の網掛け部分であるが，平成１５年度中は，

①平成１５年１１月	６日（木）	福岡出張
②平成１５年１１月２１日（金）	11：00～	本社事務所
③平成１６年	１月 ９日（金）	10：00 財団
④平成１６年	１月２２日（木）	９：00～ 県庁，大村市
⑤平成１６年	２月 ４日（水）	佐世保市

平成１６年８月５日の長崎県大学等発ベンチャー創出事業採択後については，

⑥平成１６年１０月	８日（金）昼食～事務所	元船事務所
⑦平成１７年	１月１２日（水）昼食時	元船事務所
⑧平成１７年	８月 ９日（火）	東京
⑨平成１７年	８月１９日（金）	福岡
⑩平成１９年	７月１１日（水）11：00～12：10	バイオラボ本社
⑪平成１９年	８月２１日（火）13：30～14：30	バイオラボ本社
⑫平成２０年	６月２５日（水）	９：30～11：30 財団
⑬平成２０年	８月 ４日（月）16：00～18：00	財団

である。

すなわち債権者が，明らかにバイオラボ社社長として学外でインキュベーションマネージャーと面談したもののみを兼業従事許可違反（無断欠勤）として認定しているものであり，学内での面談（債権者の場合，バイオラボ業務により面談したことは殆ど疑う余地はないが）については，兼業従事許可違反（無断欠勤）として認定していない。

従って，債権者の主張は全く筋違いであり，平等原則を論じる余地は全く

ない。

8　同5について

否認して争う。

平成２１年（ヨ）第４９号「賃金仮払仮処分命令申立事件」の「答弁書　第３　１（6）（５ページ）」及び同「準備書面（１）　第２　１（2）（６～７ページ）」で述べたとおりである。

調査委員会は，「乙第２９～３３号証」のとおり，債権者からの提出資料やバイオラボ社破産管財人が保管していた資料など客観的資料等に基づき債権者の非違行為の事実を調査確認しており，債権者の主張する「調査自体の欠如」ではないことは明らかである。

債権者の主張は，調査委員会が債権者に対し，懲戒処分にかかるすべての事項を逐一事情聴取しなければ違法であるとのもののようであるが，調査委員会の設置目的からしてそのような主張は成り立たないし，上記のとおり調査委員会は必要かつ十分の調査を行っている。

第２　「第２　教育研究評議会関係」に対する認否等

1　同1について

否認して争う。

「準備書面（２）　第１　４（20ページ）」で述べたとおりである。

2　同2について

否認して争う。

「疎甲第１１２号証」は，債権者の兼業従事許可等に関する事実確認であり，客観的資料等に基づいて事実確認をした報告書である。

債権者は，「疎甲１１２の重大な瑕疵」と主張するが，そのようなことはないことは明らかである。

この報告書については，「乙第２３号証の１」のとおり，平成２１年９月７日（月）に開催された平成２１年度第１０回教育研究評議会において，出席した評議会委員全員に配布され，１１０分間にわたり詳細な説明がなされ

たものである。

また，「乙第２３号証の２」のとおり，平成２１年度第１１回教育研究評議会は，全委員出席のもと，債権者の弁明を聞いたうえ，弁明の際に債権者が提出した弁明書も委員全員に配布している（準備書面（２）　別紙（７ページ））。

従って，平成２１年９月１０日（木）（15：00～16：30）に開催された平成２１年度第１２回教育研究評議会は，委員全員が，

①調査報告書の内容

②債権者の弁明及び弁明書の内容

を十分理解したうえで債権者の処分の要否等について審議している。

なお，債権者は，「疎甲１１２には，被処分予定者の言い分と調査委員会のまとめとは一致しない部分があることを自認しているのである」と主張しているが，事実ではない。

債権者の主張が，「疎甲１１２号証」の「（債権者の）発言は，本委員会が資料等で確認した内容と矛盾する部分がある。」と記されていることを指しているものであるとすれば，これは，債権者が事情聴取の際に，

①平成１５年，１６年頃は中国にはそんなに行っていない。

②取締役会はしょっちゅうできるような会議ではない。開催は年に何回かである。

③取締役会は夕方始めて３，４時間かかる。頻繁に開催できず，溜まった案件があるので長くなる。

と発言した内容が，「疎甲１１２号証」の資料と矛盾することがあることを言っているにすぎない。

第３　「第３　その他懲戒手続関係」に対する認否等

１　同１について

債権者は，要するに，本件懲戒処分の有効性との無関係な「主張」を延々と繰り返しているに過ぎない。債務者は，平成２０年１２月１０日の長崎県議会文教委員会において，「債権者が頻繁に中国へ渡航していた」ことについての指摘を発端として債権者の兼業従事状況を調査し，債権者の非違行為

が明らかになったため懲戒処分を行ったものであり，それ以外の理由や背景などはない。以下，不要と思われるが，念のため，債権者の主張に対して反論する。

2　同1(1)について

債務者の「準備書面（2）　第1　12（1）（30～31 ページ）」で述べたとおりである。

3　同1(2)について

否認して争う。

事実は，債務者の「準備書面（2）　第1　14（1）（32～33 ページ）」で述べたとおりである。

債権者が放射線実験施設長でなくなったのは，解任されたからではなく，任期満了に伴うものである。

債権者は，「平成２０年度に決められた規定に基づき，債権者は平成２０年に施設長に任命され，任期は平成２１年度までであった。」と主張するが，事実ではない。債権者の言う「平成２０年に決められた規定」とは，県立長崎シーボルト大学と旧長崎県立大学が平成２０年４月に統合して新しい「長崎県立大学」となったために，「県立長崎シーボルト大学放射線障害予防規程」（乙第５３号証）について名称等所要の改正を行った「長崎県立大学放射線障害予防規程」（疎甲第２０１号証）のことである。

放射線安全委員会委員（放射線実験施設長を含む。）の任期は，「県立長崎シーボルト大学放射線障害予防規程」により２年（同規程附則第２項により，最初の委員の任期は選任から平成１３年３月３１日まで）と定められている。従って，現在の放射線安全委員会委員（放射線実験施設長を含む。）の任期は，平成２１年４月１日から平成２３年３月３１日までである。

なお，本学の他の全ての委員会の委員の任期も，現在の任期は，平成２１年４月１日から平成２３年３月３１日までの２年間である。

債権者は，「平成２１年４月７日の栄養健康学科会議では，議事録（疎甲２００）に示すごとく債務者の主張するような債権者が承認した施設長の交

代などが審議された事実はない。」と主張するが，事実は次のとおりである。

放射線安全委員会委員のうち学内委員の選任にあたっては，これまで，看護栄養学部看護学科から１名，同学部栄養健康学科から３名の計４名の委員を推薦してもらい，これらの委員のうち栄養健康学科の委員の中から学長が放射線実験施設長を任命していた。

「疎甲第２００号証」の平成２１年度第１回栄養健康学科議事録の「Ⅲ．審議事項　1）」に「平成２１年度の全学・学科役割分担について配布資料に基づき審議・承認された。」とある，この「配布資料」（乙第５４号証）中の，「平成２１年度全学委員会」の放射線安全委員会（「配布資料」には，誤って「放射能安全管理委員会」と記されている。）には，債権者の名前はない。

なお，平成１９年４月５日に開催された栄養健康学科会議で審議された資料（乙第５５号証）には，債権者の名前がある。

4　同1(3)について

債権者は，「２１年度の授業開始当日に突然，債務者らの指示を受けた[redacted]学科長により債権者は授業を外されてしまった」と主張するが，債権者の主張は事実に反する。事実は，「準備書面（２）　第１　14（2）（33～35ページ）」で述べたとおりである。

債務者法人専務理事と債権者は，平成２１年３月１９日のシーボルト校応接室での面談において，

①債権者は，平成２１年度前期の授業を行わない

②授業への具体的な対応（善後策）については，債権者からも学科長へ相談すること

について，お互いが了解したものである。

これを踏まえて，債務者法人専務理事は，すぐに債権者との了解事項を債務者シーボルト校事務局総務グループリーダーに話をするとともに，学部長と学科長へも伝達するよう指示を行っている。

だからこそ，「疎甲第１５９号証」のとおり，学科長は，第１回目の授業開始日に学生に対して授業担当者の変更について説明するために教室へ赴い

たのであり，また，後れて教室に来た債権者と学科長の話の中で，学科長が債権者に対して「債権者が授業のことについて何も相談してこなかった」旨のことを言っているのである。

債権者は，「債権者第１準備書面　第１　14（2）ア（33～36ページ）」において，「債権者は，授業を突如外されたときの様子について直後にメモを作成していた（疎甲１５９）。その内容は次のとおりである。」として示したメモについて，改めて「疎甲第２０３号証」で示している。その意図は債務者には不明であるが，おそらくこのメモが債務者の指摘どおり，直後に作成されたものではなく，後日自分に都合の良いように作文したことを示すためのものであると思料される。

なお，債権者は，「債権者第１準備書面　第１　１（2）（２ページ）」において，債務者の証拠書類の１行の字数にあれほど拘泥していたが，債権者の「疎甲第２０３号証」と「疎甲第１５９号証」の１行の字数についてもそれ以上に異なっていることを指摘しておく。

また，「疎甲第２０３号証」を見ると，債権者は，当該メモを，本学の勤務時間中である平成２１年７月３日（金）１１時５９分に，本学のメールシステムを利用して送付している。当該メールの内容やこれを作成，送付することは，もちろん債務者大学の業務とは関係がないものであり，ここでも債権者の職務専念義務違反や公私混同など，債権者が高等教育機関の教育者たる大学人に求められている高い倫理性が欠如していることが伺える。

[redacted]

5　同1(4)ア，イについて

否認して争う。

債務者の債権者に対する懲戒処分は，債権者の非違行為が明らかになったために粛々と行ったものであり，長崎県議会その他の外部的な影響により行ったものではないことは，これまで再三主張立証してきたところである。

6　同2について

本準備書面第2，2で述べたとおり，調査委員会は，債権者からの提出資料やバイオラボ社破産管財人が保管していた資料などで債権者の非違行為の事実を調査確認しており，また，教育研究評議会委員においても調査委員会の調査報告書を十分理解したうえで債権者の処分の要否等について審議している。

また，債権者は，「債務者はまた，『それらの資料は，債権者が入手可能なものばかりである。』と事実でないことを主張してこの問題を避けようとしている。」と主張するが，「債権者第2準備書面　第4　4（2）（35ページ）」で「会社の破産管財人弁護士より債権者と同伴ならば破産管財人の事務所にて可能な範囲で会社の書類を大学関係者が見ることはできると返事をもらっていた」と債権者自らが認めていることからも，資料が債権者の入手可能なものだったことは明らかである。

なお，債権者の処分理由は，懲戒処分書に明確に記載しているが，そもそも処分事由の明示は，処分の対象となった行為，その他の事実の簡明な指摘と処分根拠となった法条を引用すれば必要にしてかつ十分である。

7　同3(1)ないし(3)について

債権者の主張は不当な弁明に過ぎない。債務者は債権者に対し，懲戒の事由となる事実を示していたことはこれまで主張してきたとおりである。

実際，債務者と債権者は，「債務者準備書面（2）　第1　2（3）エ（14～19ページ）」で述べたとおり本件懲戒事由について長期間やりとりした経過があるし，債権者は，懲戒処分を受けることを想定して，懲戒処分に先立つ早い時期から代理人弁護士として2名の弁護士に委任し（木佐弁護士は平

成２１年３月２３日，北爪弁護士は同年４月１日）て，懲戒処分を忌避しようとする言動を取り続けてきたことからも，債権者は，問題とされている自らの非違行為の具体的内容を十分に承知していたものである。

なお，債権者が「本件懲戒処分の経緯を概観する」として，時系列で整理している内容のうち，長崎市が債権者を詐欺容疑で告訴したことに関する内容や長崎県百条委員会の件等多くは本件懲戒処分に無関係であるし，懲戒処分以後のことも懲戒処分そのものとは直接関係のないものである。

債務者は，懲戒規程に定められた必要な手続きを踏まえて，適法に債権者の懲戒処分を行ったものである。

債務者が示した事実で，債権者が自分の行動の何が問題であるか十分に理解できることは客観的に明らかである。何となれば，それはすべて自らが責任をもって遂行してきた行為だからである。しかるに，処分を回避するために，「知りません。分かりません。」という態度を取り続けるのは全く不可解であるし，見苦しいとさえいえる。債務者の懲戒処分手続について，極めて細かい部分まで論難する債権者が，自らの行為について，「分からない」等と主張することは理解に苦しむ。

8　同3(4)について

債務者の「準備書面（２）　第１　９（23～24ページ）」で述べたとおりである。

9　同4(1)について

否認して争う。

労働基準監督署の指導については，賃金台帳の整備に関する出退勤時刻の把握方法の改善等についてのものである。

債権者は，「債権者の勤務状況を債務者は追認していた」と述べるが，「債権者の勤務状況」とはいかなることを指しているのか不明であるが，債務者は，債権者が債務者法人の規定に違反し，勤務時間中に兼業業務に従事していたことが明らかになったため，これを理由とする懲戒処分を行ったことは認める。

債権者の兼業条件違反による無断欠勤と，債務者大学の労働時間管理の問題

には何ら関連性はない。労働時間を把握していなければ，何故に，兼業条件に違反して勤務時間中に振り替え申請もすることなく，無断欠勤をすることが許可されるのかは全く理解できない。

１０　同４(2)について

否認して争う。

債権者においては，兼業従事許可申請を行い，理事長の承認を受け，兼業許可書の交付を受けなければ,そもそも兼業に従事すること自体ができない。従って，実際に兼業に従事していた債権者が，兼業を行いながら，兼業従事許可書を受け取っていないことを理由として，兼業条件を遵守しないでも問題ないと主張することは，極めて身勝手であり，理由がない。そもそも，兼業は例外的に許可されるものであり，兼業規程（乙第２号証）第６条において，「兼業は，勤務時間外において行うものとする。」と規定されている以上，勤務時間内に兼業する場合は，兼業許可申請書以前の問題として，振り替え申請をすることが必要になることは明らかである。

また，兼業従事許可を受けて兼業に従事する者が，毎年何らかの指導がなければ兼業規程のルールには従わない，または従わなくてもよい，という理屈が通用しないのは言うまでもない。

以上のとおり，債権者は当然の義務を果たしていなかったのである。

そして，債権者が兼業従事許可書を受け取っていたこと及び債務者が折に触れて勤務時間の振り替え等の指導を行っていたことは，債務者の「準備書面（２）　第１　10（1），（2）（24～27ページ）」で述べたとおりである。

警察に押収された「兼業従事許可書」と一緒に，ファイリングして保管していた「長崎県公立大学法人職員兼業規程（案）」（乙第４３号証の７）は，債務者法人の設立日である平成１７年４月１日に開催された第１回教育研究評議会において配布されたものと同じものであることから，債権者は，平成１７年４月の法人化当初から兼業制度について十分に認識していたことは明らかである。

１１　同４(3)について

本訴の提訴以後の事象について言及したもので本訴とは無関係であるが，念のため認否すると，百岳事務局長は[redacted]教授の研究室を訪れたことはない。

債権者が債務者職員と[redacted]教授のやり取りを再現することについては甚だ疑問であるが，平成２２年４月２８日に債務者事務局職員２名が同教授の研究室を訪問し，同教授に勤務時間を確認したことについては，債務者の「準備書面（２）　第１　11（1）（29 ページ）」で述べたとおりである。

１２　同４(4) アについて

債権者は，「法人化前に債権者に交付された兼業許可書には，一切，「振り替え」義務の文字すら存在しないのである。」と主張するが，言わば当然であって，もともと債権者が，「大学勤務時間外において本申請事業に従事」として申請し，それに基づき許可されているからである（乙第４３号証の５）。勤務時間外に兼業をすることが条件である以上，振り替えについて議論する余地すらない。

また，債務者が債権者に兼業従事許可書を交付していたのと同様，債務者は，もちろん[redacted]教授に対しても兼業従事許可書を交付しているし，兼業制度の周知などについては，債務者の「準備書面（２）　第１　10（2）（27 ページ）」で述べたのと同様，[redacted]教授に対しても行っている。

そもそも，兼業従事許可申請を行うこと自体が，例外的な行為であり，申請及び許可を前提とする以上，格別の指導等がなくとも，兼業規程や許可条件を承知したうえでなされているはずである。

債権者のように，兼業従事許可申請を行い，兼業従事許可を受けていながら兼業許可書や許可条件などの不在について主張するのは，極めて無責任で不合理な主張といわざるを得ない。

１３　同４(4) イについて

否認して争う。

債権者は，自らの意思で兼業規程に基づいて兼業従事許可申請を行い，

債務者は，その申請に基づいて，勤務時間内の兼業については勤務時間の振替の必要があることを明示したうえで，兼業従事許可を行っている。債権者には，その兼業従事許可要件を遵守する義務があったことは明らかである。

債権者は，債権者の兼業事業がどのような状況であろうとも兼業従事許可要件を遵守する義務があったのであり，兼業事業がたいへんだから兼業従事許可要件を遵守する必要はないと主張するのは暴論以外のなにものでもない。

また，債権者は，「当時の信義を翻して」などというが，兼業従事許可を与えたことはあっても，兼業従事許可要件などのルールを逸脱，無視した兼業の実態を黙認した事実はない。

債務者は，債権者に対して適正に兼業従事許可を行っていたにもかかわらず，債権者からは勤務時間の振替申請がなかったため，債権者の兼業が許可条件の範囲内で行われていると認識していたものである。

債務者が債権者の勤務実態の調査を行うこととなったのは，債権者が本学の勤務を要する日においてバイオラボ業務により頻繁に中国渡航を行っていたことを平成２０年１２月１０日に県議会から指摘されたことを発端として債権者の兼業従事許可違反の可能性を認識し，債務者自らが調査を行うことが必要と判断したためである。

債務者が，債権者が本来の勤務を疎かにして，その勤務時間内に自由にバイオラボ社の企業活動を行って良いなどと許可したことは明示的にも黙示的にも一切無い。

１４　同4(4)ウについて

勤務時間の振替については，債務者の「準備書面（２）　第１　10（3）（27～28ページ）」で述べたとおりである。

債権者は，「債権者の兼業許可申請書に明記されているように，平日３時間程度（時間外などとは申請していない）は勤務することが予想されたのでその旨を債権者は説明して申請し，兼業許可を受けていたのである。このような説明がなければ，債権者の当時の多忙さは債務者大学において

は公知の事実であったのであるから，２回目以降の兼業許可が出るはずがない。」と主張するが，これが「平日３時間程度（時間外などとは申請していない）」と申請したから「勤務時間の振替は必要ない」という主張なのであれば，無論そのようなことはなく，明らかな暴論である。

債権者は，兼業従事許可書と一緒に法人化時の兼業規程をファイル保存していることから，兼業規程を熟知し，勤務時間内に兼業を行うことは認められていないことは十分認識していたものである。

１５　同４(4) エについて

「懲戒規程」の適用については，債務者の「準備書面（２）　第２　１(1)（36ページ）」で述べたとおりである。

「債権者はそれに何らの同意もしていないのである。」と主張するが，懲戒規程の適用について，債権者の同意がなければ適用できないということは全くない。

１６　同５について

争う。

本件懲戒規程の適用が適正であることは債務者が主張したところである。それに対し，債権者は「手続的正義」なる抽象的な根拠をもとに主張をした。そこで，債権者の主張するところによると，具体的にどのような「手続的正義違反があるのか」を問うたのである。

債権者の主張は，的外れな反論である。

第４　「第４　本件懲戒処分の根拠事実の実体」に対する認否等

１　同１について

乙第２４号証は，乙第９号証の「＜中略＞」部分であり，これらを合わせたものが，「疎甲第９５号証」であることは，債務者の「準備書面（２）　第１　１」で述べたとおりであり，また，「疎第９５号証」には何ら割愛した部分がないのは，本準備書面「第１　１（１～３ページ）」で述べたとおりである。

また，債権者の休講については，債務者の「準備書面（2）　第1　2(2)（3ページ，中段）」で述べたとおりである。

2　同2について

債務者は，バイオラボ社の出張伺いや復命書などから，債権者が「平成17年1月4日（火）～6日（木）」においてはバイオラボ業務による中国渡航を，「平成18年12月25日（月）～28日（木）」においてはバイオラボ業務による国内出張（佐賀～東京～大阪）を確認したので，欠勤と認定したものであることは，債務者の「準備書面（2）第1，2(2)（3ページ，下段）」で述べたとおりである。

3　同3について

債務者の主張は，債務者の「準備書面（2）第1　2(3)ア～ウ（4～14ページ）」で述べたとおりであるが，これらは，債権者の兼業従事許可違反（無断欠勤）のごく一部である。

これらを含め，債権者の出張等は，全てバイオラボ社の関係書類等から，バイオラボ社関係の出張として確認できたものである。バイオラボ社の書類は，当然，会社法や，補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に照らして，適正に作成されたものと思料されるがゆえに，客観的資料として採用しているものである。

また，債権者は，これらの出張があたかも大学用務であったかのように主張し，「大学から出張旅費を受けない出張であったことから，大学教員の慣例としてよくあるように，とくに出張の届けを大学に出してはいない。」というが，債権者の言い逃れに過ぎない。大学教員としての正当な学会活動，研究活動であれば，当然予算の範囲内で大学から旅費が支出されるし，旅費が他大学の共同研究者から支出される等本学から支出されない場合でも，出張伺いを提出してその旨が明らかにされなければならないことは言うまでもない。

債権者が出張伺いを出していないのは，これらの出張が本学の用務ではなかったからであり，本学の用務での出張については，債権者も出張伺いを提

出して出張している。

また，学外における研修についても研修伺いの提出が必要であるなど，出張をはじめ，本学教員が学外において本学用務に従事する場合には，当然伺いや復命が必要であるし，勤務時間内において，本学用務以外の事を行う場合には，年次休暇届，職務専念義務免除申請などを提出する必要がある。そして，勤務時間内に兼業に従事する場合には，兼業従事許可を受けたうえで事前に勤務時間の振り替え申請が必要なことはこれまでにも縷々述べてきたとおりである。

上記前提を踏まえて，以下個別的に反論する。以下の(1)ないし（16）は債権者の主張に対応する。

(1) 債務者の「準備書面（２）第１　２（3）ア（４ページ上段）」で述べたとおりである。

「疎甲第９７号証」は，「２００４年度（第５１回）[redacted]学会九州支部大会」の研究発表要旨集の表紙，同支部役員会の日程及び「平成１６・１７年度[redacted]学会九州支部常任幹事」名簿である。

「疎甲第９７号証」からは，債権者が平成１６，１７年度において[redacted]学会九州支部常任幹事を務めていたことは伺えるが，当日，[redacted]学会九州支部役員会に出席した証拠とはなっていない。

また，債権者は，バイオラボ業務による出張を自家用車で行っていたかのように話をすり替えているが，債務者の「準備書面（２）　第１　２（3）イ～ウ（５～14 ページ）」中に示したとおり，バイオラボ社の書類からは，債権者は殆どの出張に「社用車」を用いていたことが伺える。これは，債権者のこれらの出張が，バイオラボ業務によるものであったことを示すものである。

さらに，調査委員長の発言は，債権者が引用した部分に続く部分が重要なのであって，「まあしかし，大学人だから，その辺の，ベンチャー立てたときはどこでもそれが問題になるから，足の突っ込み具合，両方のね，それはどこでも抱えているわけだから。」として，債権者が大学人としてルールを守り，きちんとしておくべきだったことを言っているのものであり，峻別が

難しければいい加減にしておいてよいことを言ったものではもちろんない。

そのうえ，債権者は，「バイオラボ社の事業を逐次報告していた」として債権者本人が受信したメールを証拠資料（疎甲第２１３～２１９号証）として提出しているが，その内容は会社設立の初期段階における債権者に対する関係者からの事務連絡等であり，「バイオラボ社の事業を逐次報告していた」というには程遠いものである。

なお，債務者は，債権者から，バイオラボ社の経営状況の概要については何度か報告を受けていたが，その際，債権者がバイオラボ社の業務の中でどのような具体的行動をしていたかについては報告を受けていない。

⑵ 債務者の「準備書面（２）　第１　２（3）ア（４ページ後段）」で述べたとおりである。

「疎甲第９８号証」は，債権者が，「９日（水）の午後に債務者大学を出発して１６時３０分より島原市にある長崎県畜産試験場にて放射線実験施設長として試験場長と協議し・・・」と主張する部分の「裏づけ」と主張しているものと思料されるが，債権者が本学の放射線実験施設長の立場で大学と長崎県畜産試験場との連携についての協議のために出張した事実はない。

当時の畜産試験場の関係者からは，「久木野教授は，平成１６年度に一度だけ試験場を訪ねて来られたことがあるが，バイオラボに関する資料を持参され，

・バイオラボの事業で中国にサルを扱う実験施設を立ち上げる

・動物を扱う事業であるので何かの折には相談をしたい

・場合によっては試験場長（当時）（獣医師）にバイオラボのアドバイザーをお願いしたい

といったような話をされた。短時間の訪問であり，その後来られたことはなく，その話はそれっきりとなった。」と聞いており，債権者が長崎県畜産試験場を訪れたのも，バイオラボ業務によるものと思料される。

なお，バイオラボ社は，債権者が，平成１７年３月９日（水）及び１０日（木）に福岡出張したとして，長崎県産業振興財団に対して補助金実績報告書を提出し，これに対する補助金を受けている。従って，「疎甲第９８号証」

が行動記録であるのならば，この出張の事実についての記載がないのは不自然であり，信憑性に疑問がある。

また，債権者は，「その話し合いの結果として，次年度より債務者大学の放射線安全委員会の委員を畜産試験場から出してもらうことになり，大学との交流が始まったのである。」と主張するが，債務者大学の放射線安全委員会の委員を県の畜産試験場から出してもらうようになったのは，放射線安全委員会が立ち上がった平成１２年度からであり，債権者の主張は，明らかに事実と異なる。

なお，大学用務により県内出張する場合には，出張伺い及び復命書が必要であることは言うまでもない。

(3) 債務者の「準備書面（２）　第１　２（3）イ①（５ページ）」で述べたとおりである。

なお，債務者は，バイオラボ社の支出証拠書類であるホテルの領収証から，平成１７年５月２７日（金）に，債権者がバイオラボ社の経費で福岡の宿泊施設に宿泊していたものとして認定していたが，「疎甲第９９号証」はこの宿泊の事実を裏付けている。

(4) 「債権者第１準備書面　第１　２（3）イ（４ページ）」において，債権者は，「知事の指示を受けた長崎県商工労働部の[redacted]部長と同伴で[redacted]理事との打ち合わせ（債務者大学も誘致に加わっていた[redacted]センターの取扱いなどを相談するという大学用務も含む。）などを行った」としていた主張を第２準備書面ではあたかも債権者が直接知事から指示をうけたかのような表現に言い換えて主張を変転させ，自ら主張の信憑性を損なっているが，それはともかく，本学の教員が，県の職員と一緒に出張したからといって，それが直ちに大学用務ということにはならない。

何より債権者は，「長崎県金子知事の指示により長崎県商工部長と同伴してバイオラボ社関係業務と当時債権者大学も誘致に加わっていた[redacted]センターの取扱いなどを相談するため・

・」と主張し，バイオラボ業務による出張を自ら認めている。

なお，「疎甲第１００号証」を見ると，債権者は，[redacted]部長と合流した後に知事の指示を確認したことになっているが，債権者の主張に照らせば，債権者は，知事からどのような指示を受けるかもわからないままに知事の指示による出張を行ったことになる。従って，[redacted]部長に知事の指示があったか否かについては不知であるが，債権者に知事から指示があったかのような主張については，非常に疑わしいものである。

また，当時，債権者は，本学の「産学官連携センター」や「産学官連携センター運営委員会」の業務には関与しておらず，また，債務者が，債権者の当該出張に際して，大学用務として「[redacted]センターの取扱いなどの（[redacted]理事への）相談」を依頼した事実ももない。[redacted]への訪問もバイオラボ社に関してのものである。

(5) 債務者の「準備書面（２）　第１　２（3）ウ④（13 ページ）」で述べたとおりである。なお，債務者は誤りを認めていない。

(6) 債権者が，当該出張に社員を同行させていることからもわかるように（債権者第１準備書面　第１　２（3）イ（４ページ下段）），当該出張をバイオラボ社の出張として行っていることは，「債務者準備書面（２）　第１　２（3）イ③（５～６ページ）」で述べたとおりである。

「疎甲第１０１号証」に記された（第１回）「[redacted]フォーラム」は，平成１７年１２月８日に（１日のみ）開催されたフォーラムで，主催は[redacted]研究センター及び[redacted]主協会で，開催場所は[redacted]省[redacted]流センターである。

「疎甲第１０１号証」には，「[redacted]フォーラム。研究会発表。」と記されており，あたかも債権者が，当該フォーラムで研究発表をしたかのような記述であるが，[redacted]フォーラムの抄録集には，会議のプログラム，講演のテーマや演者，抄録などが掲載されているが，債権者の名前は一切見当たらない（乙第５６号証）。

なお，債権者は，当初，債権者第１準備書面（４ページ下段）においても，「（平成１７年）１２月８～９日は筑波にて[redacted]研究会で研究発表」と述べていたが，債権者第２準備書面（27 ページ下段）において主張が変転している。

(7) 債務者の「準備書面（２）　第１　２（3）イ④（６ページ）」で述べたとおりであり，何ら債権者の欠勤の事実に変わりがあるものではない。

平成１８年１月２６日は，債権者は，午前１０時２０分にバイオラボ社に債権者を訪ねてきた長崎市商工部の課長等と面談しているので，[redacted]学会への参加の有無にかかわらず欠勤が存することは明らかである。

なお，「疎甲第１０２号証」には上記面談の事実が記されていないので，「疎甲第１０２号証」は行動予定を記載したスケジュール表としても，行動記録を残したものとしても，その信憑性に疑問がある。

(8) 債務者は，「準備書面（２）　第１　２（3）イ⑤（７ページ）」で述べたとおり，債権者については平成１８年７月４日（火）から同月７日（金）を特別休暇（忌引休暇）として取り扱っている。債権者が「疎甲１０３号証」において７月５日（水）～７月８日（土）を「休暇」と記載しているのは正確ではない。

なお，７月３日（月）～７月４日（火）は，バイオラボ社の出張伺いでは「名古屋出張」となっていて，復命書では７月４日が天候不順のために飛行機が欠航して，７月５日（水）に新幹線で名古屋から移動したことになっている。債権者の父の葬儀は７月５日の正午から北九州市小倉北区において執り行われており，名古屋から新幹線で十分に間に合うことから，これらに特段の齟齬はない。

しかしながら，葬儀の日時を含め，これらが「疎甲１０３号証」には一切記載されておらず，「疎甲１０３号証」の信憑性に疑問がある。

また，「疎甲第１０３号証」中，７月３日午後の「解剖生理学講義」，同日夕刻の「小倉へ　病院」の記載は，同日のバイオラボ社の復命書の記載内容（債務者「準備書面（２）　第１　２（3）イ⑤（７ページ）」）とは明

らかに矛盾するものである。

(9) 債務者の「準備書面（２）　第１　２（3）イ⑥（７～8ページ）」で述べたとおりである。

平成１８年９月７日（木）の[redacted]大学における債権者の講演は，債権者の主張や提出資料だけを見ると，あたかも[redacted]大学から依頼があったもののように思われるが，事実は，[redacted]が，[redacted]大学で９月７日に開催した[redacted]修会議」のメニューのひとつで，講演のテーマ等として紹介されている内容は，【「産学官連携による創薬支援システムの構築ーバイオラボ社の取り組みについてー」（４０分質疑２０分）バイオラボ株式会社代表取締役（県立長崎シーボルト大教授）久木野　憲司　氏】　となっている。これを見れば，当該講演は，債権者がバイオラボ社の事業についての話をしたものであり，バイオラボ社社長の立場で行われたことは明白である（乙第５７号証３ページ）。

なお，このような講演（通常は，主催者から旅費及び謝金が支払われる。）については，本学の公務ではない。

(10) 債務者の「準備書面（２）　第１　２（3）イ⑦（8 ページ）」で述べたとおりである。

バイオラボ社の復命書にある[redacted]委員会」とは，確認したところ，[redacted]局のからの業務委託により，[redacted]が「九州バイオクラスター可能性調査」を実施するにあたって調査研究内容を審議してもらうこととした「[redacted]研究会」のことである。

なお，このような審議会等の委員（通常は，主催者から旅費及び謝金が支払われる。）は，本学の公務ではない。

(11) 債務者の「準備書面（２）　第１　２（3）イ⑧（8～９ページ）」で述べたとおりである。

なお，平成１９年５月１５日（火）及び同月１６日（水）について，バイ

オラボ社の出張伺いや復命書では福岡出張が行われたことが伺えるが，「疎甲第１０６号証」には，福岡出張に関する内容の記載がなく，「疎甲第１０６号証」の信憑性には疑問がある。

(12) 債務者の「準備書面（２）　第１　２（３）ウ⑤（13～14 ページ）」で述べたとおりである。

なお，平成１９年７月９日（月）について，バイオラボ社の出張伺いや復命書では福岡出張が行われたことが伺えるが，「疎甲第１１１号証」には，福岡出張に関する内容の記載がなく，「疎甲第１１１号証」の信憑性には疑問がある。

(13) 債務者の「準備書面（２）　第１　２（３）イ⑨（９ページ）」で述べたとおり，バイオラボ業務による出張に他ならない。

(14) 「疎甲第１０８号証」は，「２００７年度（第５４回）[redacted]学会九州支部大会」の研究発表要旨集の表紙及び同支部役員会の日程であり，債権者が同支部役員会に出席した証拠とはなっていない。また，役員会の日程は記されているが，この書類からは，債権者が[redacted]学会九州支部の役員であるのかどうかさえも不明である。

債権者が，平成１９年１０月１１日（木）～１３日（土）において，バイオラボ社に関して出張したことは，「準備書面（２）　第１　２（３）イ⑩（９～10 ページ）」で述べたとおりである。

(15) 債権者の主張する「平成１９年１０月２７日（木）」とは，「平成１９年１２月２７日（木）」であると解するが，債務者の「準備書面（２）　第１２（３）イ⑪（10～11 ページ）」で述べたとおりである。

(16) 債務者の「準備書面（２）　第１　２（３）ウ②（12 ページ）」で述べたとおり，バイオラボ業務による出張に他ならない。

4　同4(1)について

否認して争う。

債権者は，「後日に勤務の振り替えが問題にされるということなど債権者はもちろん債務者すら（債務者の言う第９回調査委員会まで）認識がないこの時期に，『手書き部分（出国日，帰国日の曜日）は，債権者自らが記入したものであるが，これは債権者が，自身の中国渡航が本学の勤務を要する日であったか否かを確認するために記入したものであり，債権者が土・日以外（の本学の勤務時間中）にバイオラボ業務に従事することが，兼業従事許可に違反することを認識していた証左に他ならない。』などという主張は笑止である。」と主張するが，債務者の「準備書面（２）　別紙（バイオラボ関係での久木野教授側等への対応等経過＜概要＞）」の２ページにあるように，平成２１年１月８日の事情聴取の際，債権者は，「自分なりに（振替の）対応はしていたつもり。」と回答していることからも，平成２１年１月下旬の「出帰国記録調査書」（乙第３６号証）提出の際，債権者自身の中国渡航が，本学の勤務を要する日であったか否かを確認するために記入したものであることは明らかである。

5　同4(2)について

債務者大学事務局職員と債権者は，平成２１年４月２４日の１６時３０分頃から１７時３０分頃までの約１時間程度の間，バイオラボ社の支出証拠書類等を確認するためバイオラボ社の破産管財人事務所を訪れた。

もともと債務者大学事務局職員は，バイオラボ社の支出証拠書類等を確認するにはかなりの時間と労力を要するものと思料していたが，債権者が，破産管財人事務所に連絡を取り，その日時の１時間程度しか確認作業はできないということでの訪問であった。

債権者が，「債務者大学事務員２名は数行のメモを取っただけ」というのは事実と異なるが，実際には，破産管財人事務所にある段ボール箱数箱分のバイオラボ社の書類を全て調べたが，肝腎の役員会議事録や支出証拠書類等が，破産管財人から長崎県議会へ貸与されていて，破産管財人事務所には存しなかったため，債権者のバイオラボ社での勤務実態についての

確認ができなかったものである。

なお，この時は，バイオラボ社の支出証拠書類等が破産管財人事務所には不在でそれらを確認できないことから，債権者の兼業従事許可違反（無断欠勤）の事実が明らかになるおそれがないからこそ，債権者は，債務者大学事務局職員らを破産管財人事務所へ案内したものと推測される。

6　同5について

争う。債権者の主張は，法的な主張でもなく，本件とも無関係である。

債権者の本項における「職務命令の不存在」についての主張は，何を言っているのかよく理解できないが，仮に，平成２１年（ヨ）第４９号「賃金仮払仮処分命令申立事件」における債権者の「第２準備書面　第１　３」で主張する「乙第６～８号証」の「記録等の提出について」が職務命令でないと主張しているのであれば，これらが職務命令であることについては，これまでに述べたとおりである。

第５　「第５　その他間接事実」について

1　同1について

債務者の「準備書面（２）　第１　12（2）（31 ページ）」で述べたとおりである。

2　同2について

平成２１年（ヨ）第４９号「賃金仮払仮処分命令申立事件」における債務者の「答弁書　第２　５（３ページ）」で述べたとおりである。

債権者代理人が所属する弁護士事務所の事務職員から「債権者代理人が別室で打ち合わせ中である」旨の説明を受けたことは事実であるが，「１分でも良いから」と面会を求めたところ，「少し待ってください」と言って奥の部屋にいる債権者代理人に伝達し，債権者代理人自らが面会に応じて受付まで出てきたので，懲戒処分書を平穏に手交したものである。弁護士事務所への入室から退室までの時間は，わずか数分であったし，その際に債権者代理人から何の異議もあっていない。

3　同3について

「乙第３４号証」は，本件における債権者の非違行為である無断欠勤が認められたものである。

【債務者の主張】

第１　被保全権利（本件懲戒処分の有効性）

１　実体部分

⑴　債務者に雇用されている職員は，債務者の就業規則（甲2）第33条において定められているとおり職務専念義務を負っている。

従って，債務者に雇用されている職員が勤務時間中は，債務者における職務とは無関係な業務や行動等を行ってはならないことは明白である。

⑵　債務者の職員は，理事長の許可を受けた場合には，他の業務に従事することができる（就業規則第39条）。

その場合の条件等については，兼業規程（乙 2）によるところ，兼業は勤務時間外に行うことを原則とし，理事長が特に必要と認める場合は，この限りではない（兼業規程第6条）。

⑶　債務者は，債権者に対し，兼業許可を与えてはいるが，明示的にも黙示的にもバイオラボ社関係の業務を勤務時間内に自由に行って良いとの許可を出したことはない。

もっとも，兼業従事許可書において，「やむを得ず，勤務時間内に上記団体業務に従事する場合は，勤務時間の振り替え申請が必要である。」と記載されている。

これは，法的には，兼業規程第6条但書に基づき，「やむを得ない場合には」「振り替え申請をすること」の2点を条件として，振り替え申請の許可された範囲内で勤務時間内の兼業禁止が理事長から解除されたものと評価できる。

⑷　債権者が，勤務時間内に合計382日間にも亘りバイオラボ社の業務に従

事したことは客観的資料から明白である。

債権者が勤務時間内に上記のとおりのバイオラボ社業務を行うことは，債務者は一切許可しておらず，かつ，債権者からの振り替え申請も為されていないのであるから，債権者の行為が債務者の就業規則第 33 条に違反することは明らかである。

この点，債権者は，かかる兼業について債務者は黙認していた，他の職員もしていることであり自分だけが懲戒されるのは平等原則違反だなどと縷々主張しているが，いずれも債務者において詳細に反論・反証済みであり，いずれも採用できるものではない。本件は，本来勤務すべきときに勤務していないという労働契約の基本に関連する重大な違反であり，債務者が債権者のかかる行動を許容などするはずはないし，そのような事実も全く存在しない。

(5) 本件は，債権者が合計 382 日間も勤務時間内に勤務しなかったという重大な事案である。しかも，債権者は，それなりに対応していたなどと主張しているが，これだけ膨大な欠勤を事実上にせよ穴埋めできたことは考えられない。

従って，本件は振り替え申請を怠っただけなどという軽微な手続ミス等ではないことは明らかである。

(6) 債権者が，合計 382 日という多くの日数の無断欠勤を続けてバイオラボ社の業務にのめり込んでいったのは，ひとえに自らが多大なる経済的利益を得ることや 名誉を得ることが目的であった。しかしながら，債権者の本分は，あくまでも債務者の教授として，債務者大学において教育，研究等をすることであり，バイオ ラボ社の業務はあくまでもその本分に差し支えの無い範囲でのみ行うことを許諾されていたに過ぎない。債務者として，大学での本分を疎かにしてでもバイオラボ社を成功させて欲しいなどと言う意向を示したことは明示的にも黙示的にも一度もない。

(7) 無断欠勤等があれば，それが例え少ない日数であっても厳しい懲戒処分が下されるというのが社会通念であり，多くの裁判例でも多日数の無断欠勤等があれば懲戒解雇も有効として認められている裁判例も多数存在する。債権者の無断欠勤日数を勘案するならば，本来ならば懲戒解雇または

解雇も視野に入ってくるのであり，停職6か月の処分は決して重いとはいえない。

(8) 以上の事情を勘案するならば，債務者が債権者に対し，停職6か月の処分に付したのは当然であり，何ら違法性はない。

2　手続部分

(1) 債務者の懲戒処分規程（甲 1）において，懲戒処分を行う場合の各種手続が規定されているのは，懲戒処分にあたっては慎重に事実について調査し，不利益を受ける被懲戒者の弁明等も聴取した上で懲戒処分を行うという趣旨にある。

(2) 懲戒処分規程第4条が定めているのは，「事実確認等の調査」であり，その評価等について議論する場ではない。そして，調査手続において，「調査の対象となる教員からも事情を聴取する。」とあるが，これは調査手続においては，事実確認等の一環として当該対象者からも事情を聞くという意味であり，当該対象者に弁明をする機会を与えるものではない。弁明については，別途，懲戒処分規程第6条3項において定められており，調査における事情聴取と弁明が別々に設けられている以上，この事情聴取に弁明まで含んで解釈する余地はない。

(3) 上記のとおり，調査委員会による債権者の事情聴取は事実確認等のためのものである。とするならば，客観的証拠から明らかに認められる事実についてまで，債権者に確認する必要はないことは明らかである。

また，原決定は，調査委員会における債権者の事情聴取（乙 9）は概括的な周辺的事実のやり取りに止まったと判断しているが，いかなる理由でそのように判断しているのかは理解に苦しむ。

同調査委員会の議事録（乙 9）を読めば，債権者による中国渡航関係の事実，バイオラボ社の株主総会・取締役会が開催された頻度（当然，代表取締役たる債権者はすべて出席しているはずである），それ以外の外部者との会議の頻度，研究活動とバイオラボ社の活動との区分け，休講届が出されていないことの確認等を詳細に行っていることが分かる。

調査委員会が既に入手していた資料（①債権者から提出された「出帰国記録調査書」②長崎市議会のいわゆる百条委員会報告書③バイオラボ社資料）と債権者からの聴取内容を併せ考えれば，事実調査としては十分である。何故ならば，調査対象は，債権者の無断欠勤であり，債権者が勤務時間内に別の場所でバイオラボ社関係の業務を行っていることが調査の結果明らかになれば，振り替え申請が提出されていない以上，無断欠勤の事実が証明されるからである。

さらに，調査の対象は，債権者自らが経験した「事実」に対するものであるから，債権者が容易に答えられるものであるし，ましてや自らの懲戒処分にかかるものであるから不利な事実についてはこれを否認したり黙秘したりすることは当然思いつくであろうがそのようなことはしていないし，さらに後日追加して説明したいとの申し出も無かった以上，この調査に何らかの瑕疵があったとは到底考えられないのである。

(4) 債務者は，債権者に「弁明」を求めるため通知書（甲78）及びそれに添付された「久木野教授の兼業従事許可等に関する事実について」という書面を送付している。これらの書面を見れば，債権者が債務者の許可を得ずに，バイオラボ社関係の業務で「中国渡航」「国内出張」「取締役会等出席」「ＩＭとの面談等」による無断欠勤をしたことが懲戒処分の対象となっていることは明白である。

債務者が主張しているとおり，これらの内容については，債権者自身が十分に把握している事項であり，また，個別の日付について反証がしたいならば，釈明を求めるなどの方策があるにも拘わらず，特に，そのような申し入れ等は無いのであるから，債権者が「防御できなかった」等と主張しているのは事実に反する。

実際，債権者から提出された「弁明書」（甲79）においては，バイオラボ社の業務に従事していた客観的事実についての反論や求釈明等は一切無く，かかる事実が存在したことを前提として，「債務者の黙示の承諾があった」「兼業が大学業務に支障を及ぼしていない。」「平等原則違反」であると弁明しているのである。

従って，債権者が防御できなかったなどと言うことは一切無かったこと

は明らかであり，後付の主張であることは明らかである。

(5) 以上のとおり，本件懲戒処分は手続的にも何ら違法なものではない。

3　結論

以上のとおり，本件懲戒処分には何ら違法な点はなく，被保全権利は不存在である。

第2　保全の必要性

本件においてはそもそも被保全権利が不存在であるが，保全の必要性も存在しない。

債務者の主張立証は基本的に従前どおりである。

しかし，本準備書面で指摘したとおり，[redacted]

[redacted]

生活費が節約できることは明らかである。

[redacted] また，12 月にはボーナスも出るのであるから[redacted]

[redacted]原決定の認定は，明らかに経験則に反する。

以　上